

資料編

## 資料編

### 1 能代市子ども・子育て会議

#### (1) 能代市子ども・子育て会議条例

平成25年9月24日

条例第22号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、能代市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織及び委員の任期)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 子ども・子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 子どもの保護者

(2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者

(4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 子ども・子育て会議の庶務は、市民福祉部子育て支援課において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、



会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

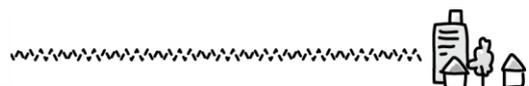
2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年能代市条例第32号)の一部を次のように改正する。

<略>

## (2) 能代市子ども・子育て会議委員名簿

役 職	氏 名	推薦団体・所属団体等
	一関 修子	公募委員
	佐藤 礼子	公募委員
	丸岡 竜太郎	保育所保護者代表
	石川 雅規	能代市私立幼稚園PTA連合会
	梅田 佳洋	能代市PTA連合会
	山谷 真紀子	能代市法人保育所連絡会
会 長	九嶋 洋子	能代市法人保育所連絡会
	相澤 孝子	能代市私立幼稚園協会
	山崎 恵理子	能代市私立幼稚園協会
	山田 百	NPO法人留守家庭児童会のしろっこくらぶ
	八代 英樹	能代市校長会
	小林 アサ子	ボランティア代表
副会長	菊池 徳美	能代市民生委員児童委員協議会
	大塚 美穂子	能代市山本郡医師会
	三熊 明子	能代商工会議所

(令和2年3月時点)



## 2 策定経過

### (1) 子ども・子育て会議における審議状況

#### 第1回

日 時	平成30年8月7日（火）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①能代市子ども・子育て支援事業計画の平成29年度実績及び平成30年度実施計画について ②第2期能代市子ども・子育て支援事業計画の策定について ③子育て世代包括支援センターの開設準備状況について

#### 第2回

日 時	平成30年11月28日（水）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画の策定について ②子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の実施について

#### 第3回

日 時	平成31年3月20日（水）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査の結果について

#### 第4回

日 時	令和元年8月7日（水）午後1時30分～
場 所	能代ふれあいプラザ2階集会交流室
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画の策定について

#### 第5回

日 時	令和元年12月10日（火）午後1時30分～
場 所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画（素案）について



## 第6回

日時	令和2年2月27日（木）午後1時30分～
場所	能代市役所新庁舎3階 会議室9, 10
審議内容	①第2期能代市子ども・子育て支援事業計画について

### 3 用語解説

#### あ 行

---

##### 育児休業

「育児・介護休業法」に基づく制度で、働いている人が1歳未満の子どもを養育するために休業を取得することができるもの。事業主に書面で申請することにより、原則として子ども1人につき1回、1歳に達するまでの連続した期間、育児休業を取得することができ、事業主は原則として申請を拒否することも、これを理由に解雇等不利益な取扱いをすることも禁じられている。

##### 一般世帯

国勢調査では世帯を「一般世帯」と「施設等の世帯」に区分している。一般世帯とは、住居と生計を共にしている人々の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者、間借りや下宿の単身者、会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舍、独身寮に居住している単身者など。

#### か 行

---

##### 休日保育

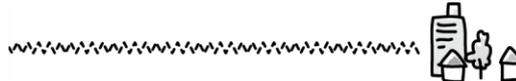
日曜、祝日等における保護者の勤務等による保育需要に対応するために、保育施設で行う保育のこと。

##### 教育・保育施設

認定こども園法、学校教育法、児童福祉法に規定された認定こども園、幼稚園、保育所のこと。

##### 子育て世代包括支援センター

主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行う。母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的としている。



## 子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」のこと。

## 子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化していることを背景として、子ども・子育て支援給付及び子どもや子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として定められた法律。子ども・子育て関連 3 法の一つとして平成 24 年 8 月に制定された法律。

## さ 行

---

### 在宅当番医制運営事業

地域の医師が、当番を決めて夜や休みの日の患者に対応する体制のこと。

### 食育

健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につける取組。

### 次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする法律。

国、地方公共団体、事業主、国民の責務を明らかにし、国に行動計画策定指針、地方公共団体及び事業主に行動計画の策定を義務付けている。

### 児童養護施設

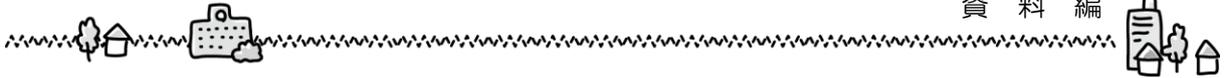
児童福祉法に定められる施設で、保護者のない児童、虐待されている児童など、環境上養護を要する児童を入所させ、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする。

## た 行

---

### 男女共同参画

「男は仕事、女は家庭」「男は主要な業務、女は補助的な業務」というような、性別による役割分担意識にとらわれることなく、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野に男女が対等な立場で参画することができ、責任を担い、共に支え合いながら、個性と能力を発揮すること。



### 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設（認定こども園・幼稚園・保育所）」のこと。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まない。

### 特別支援教育

障がいのある児童生徒に対して、その一人ひとりの教育的ニーズに応じて行われる教育のこと。

## な 行

---

### 乳幼児

乳児と幼児を合わせた呼び名。乳児とは1歳未満の子ども、幼児とは満1歳から小学校に就学する前の子どものこと。

## は 行

---

### 病院群輪番制病院運営事業

地域の病院が連携し、輪番制方式（まわり番）により休日・夜間等における重症救急患者の入院治療を実施する体制のこと。

### フッ化物洗口

フッ化物水溶液を用いてうがいを行う虫歯の予防法のこと。フッ素は歯質を強化したり、虫歯を予防する効果がある。

### へき地保育所

認可保育所の設置が困難又は交通条件などに恵まれない地域において、保育を必要とする児童の集団保育を行う施設のこと。

## や 行

---

### 要保護児童

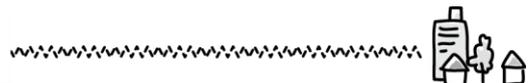
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認める児童のこと。

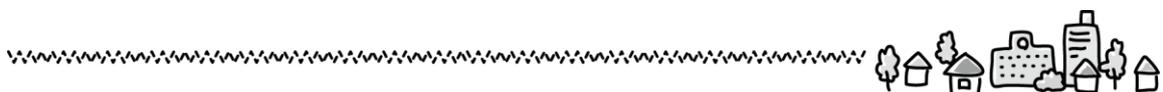
## ら 行

---

### 療育

障がい者や発達の違いのある子どもが、社会的に自立することを目的として行われる医療と保育のこと。





## 第2期 能代市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年 3月

発行者 能代市 市民福祉部 子育て支援課

住 所 〒016-8501 秋田県能代市上町1-3

TEL 0185-89-2946 FAX 0185-89-1679

URL <https://www.city.noshiro.lg.jp/>

